

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

Title	『清議報』に見る清末の華僑社会：改良派の海外活動との関連から
Author(s)	呉, 憲占
Citation	アジア社会文化研究, 22 : 77 - 98
Issue Date	2021-03-31
DOI	
Self DOI	10.15027/50734
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00050734
Right	
Relation	



『清議報』に見る清末の華僑社会 —改良派の海外活動との関連から—

呉 憲占

1. はじめに

戊戌の政変後、康有為と梁啓超らは日本とイギリスの保護の下、無事に清朝政府の追捕を逃れて、海外での亡命生活を始めた。彼らは日本亡命の最初の頃、朝野の名士を歴訪して、光緒帝を救出するために奔走していたが、それは徒労に終わることとなった。結局、康有為は清朝政府の圧力によって、1899年3月22日に日本から退去せざるを得なくなった¹。

日本を離れた康有為は英米からの支援を獲得するため、まず1899年4月カナダに到着した。ここで彼は現地の華僑²から予想を超える歓迎を受けた³。けれども、カナダを経由して米国に入境する試みは、華僑とカナダ官庁が積極的に協力したにもかかわらず、海関の拒否によって達成できなかった。米国の援助を断念した康有為はやむなく5月20日にモントリオールを離れて、英国の援助を乞う旅に出たが、ロンドンで冷遇された彼は、何の成果もないままに再びカナダに帰った⁴。

外国の援助により光緒帝の復権を実現させようとする改良派⁵の構想は、頓挫したのである。しかし、康有為は華僑社会に勤王事業の転機をもたらした。それは1899年7月20日にカナダで成立した保皇会である⁶。保皇会は字面通りに光緒帝の救出と復権を急務とする組織である⁷。それ以降、1907年の帝国憲政会への改組⁸まで、保皇会は改良派の海外活動の拠点として機能している。

こういうわけで、清末華僑と改良派についての研究は、「保皇会」を中心に展開されている⁹。具体的には保皇会の盛衰を清末政治史の枠組みに置いて検討している。しかしこのような研究は概ね改良派の視角から見るものであり、改良か革命かという構図の中に清末華僑を位置づける傾向がある。すなわち康有為の改良派と孫文の革命派との間に揺らいでいる華僑は、いかにし

て改良から革命に傾くようになるのかという問題意識で清末の華僑社会を把握する¹⁰。これでは華僑社会の実態と改良派の影響を十分に説明できるとは言えない。

例えば、改良派は「華僑を昏睡から覚醒させ、救国に奮い立たせる触媒」だと評価されるように¹¹、中国本土に変法を唱えた改良派が啓蒙者として想定され、華僑は啓蒙を待っているような受動的な位置に据えられ、華僑の主体性が過小評価される恐れがあると思われる。これはいわば「本土中心主義」ではないか。実際に、華僑社会は決して改良派の全てを受け入れたわけではない¹²。

このような研究現状は、改良派を中心とする史料の利用状況からもうかがわれる¹³。確かに華僑を中心とする史料もある。例えば保皇会のリーダーと康有為や梁啓超ら改良派との間の書信集が出版されたが¹⁴、史料の多くは保皇会の会務を取り上げていることもあって、関連研究では保皇会の政治と経済活動以外の華僑社会の状況についての検討が不足していると思われる。また、近年以来、華僑社会の史料に基づく研究が出ている¹⁵。しかしそれはやはり保皇会の政治活動を研究の主軸に据えるものであり、改良派がもたらした社会的な影響は詳しく論じられていない。

『清議報』は、日本亡命後の改良派知識人により創刊されたものである。1898年12月23日（光緒24年11月11日）に横浜で発刊され、旬刊誌として1901年12月21日（光緒27年11月11日）の第100号まで発行された。『清議報』は戊戌の変法を継承したものであるとして、光緒帝の復権と変法運動の再開を鼓吹しながら、日本経由での近代思想と知識の導入に積極的であった。一方で、『清議報』は世界各地の華僑社会に向けて発行されており、各国の華僑社会に関する内容が数多く記載されている。『清議報』を利用して日本の華僑社会を研究する成果は存在しているが¹⁶、日本以外の地域の華僑社会に関する資料が十分に検討されたとは言えない¹⁷。

本稿では、以上のような問題意識により、『清議報』という華僑が深く関わる改良派の言論機関を素材に、清末華僑社会の動態の一端を明らかにすると同時に、清末華僑と改良派との関係を再検討したい。

2. 『清議報』と華僑

(1) 戊戌の変法の波紋

戊戌の変法は改良派による政治改革として、そのインパクトは国内にとどまらず、海外の華僑社会にも波紋を投げかけた。例えばシンガポールに居住していた邱菽園¹⁸が早くも国内の維新の気運を察知した。彼はそれに呼応して『天南新報』を創刊し、変法の成果と華僑社会の改革を宣伝した。

東南アジアのような華僑が広く進出しているところだけでなく、変法運動はアフリカ大陸までに響き伝わっているようである。例えばイギリス領東アフリカで生計を立てていた華僑は、国内の変法運動に感銘して、万里を遠しとせずアフリカから帰国した。しかし、広州から上京する途中で、突然に政変が起こった。保守派の反動を目にした彼はついに絶望的になり、再び故国を離れた¹⁹。

要するに、戊戌の変法は失敗に終わったが、華僑の共鳴を喚起した。その共鳴こそが政治的遺産として、後に改良派の海外活動の拠り所となったといえよう。

(2) 『清議報』の成立と華僑

『清議報』が横浜で創刊された背景には、改良派と横浜華僑の交流がすでに彼らの渡日前に始まっていたことがある。1896年冬、華僑子弟のための学校を建てようと考えた横浜華僑は鄭汝盤を派遣して、孫文の紹介で上海に赴き、康有為のところに教員を求めた。ゆえに康有為が推薦した門人の徐勤が横浜大同学校の学長に就任した²⁰。これを契機に、改良派は初めて海外に活動の拠点を獲得した。

日本に亡命して間もなく、言論陣地の樹立が当面の急務として改良派の日程に上がった。改良派は印刷事業を経営する馮鏡如らの華僑から、雑誌の運営資金、人力と場所の支持を得た²¹。かくして『清議報』は横浜を拠点に、世界各地に広く発行されている。その裏表紙に載せられる代理販売店のリストによると、中国本土以外の配布先は東京、京都、神戸、長崎、シンガポール、仁川、ソウル、ホノルル、ウラジオストク、シドニー、バンクーバー、ビクトリア、サンフランシスコ、ロスアンゼルスなど世界中に遍在している。

ちなみに、『清議報』の代理販売の多くは華僑の商店または新聞社が担っている。そして、各地の華僑による新聞社は『清議報』の販売を担いながら、『清議報』の文章を自家の新聞に大量に転載している²²。

(3) 『清議報』における華僑認識——その誌面構成を中心に

清議報の誌面は主として論説、ニュース、海外記事の翻訳などからなるが、第13号（光緒25年3月21日）から、「外埠²³近事」という欄を新設して、華僑社会のことを専門的に紹介している。これは康有為がカナダに到着した後のことである。最初の文章は「域多利亞埠倡設学校勸捐啓」で、カナダのビクトリアの華僑学校の設立への寄付を呼び掛けるためのものである。その内容と開設時間から見ると、改良派がカナダの華僑の熱意に感銘して、この欄の新設に乗り出したと推測できる。また、『清議報』には世界各地の情報を紹介するための「中国近事」、「外国近事」、「外埠近事」という3つのニュース欄が設けられたように、華僑のことは「中国」と「外国」のどちらにも属せず、特別視されることとなった。

ところで、『清議報』第34号からの誌面構成の調整により、「外埠近事」欄は「殖民雑俎」欄に変更された。ここで、「外埠」という中国内地からの視点が一变して、華僑自身の生活に視点を設定するようになったと思われる。変更の趣旨について、編集者は以下のように説明する。

ああ！我が中国の民衆は四億人、周囲二億里に及ぶといえども、貧しい国ではない。ただ内政は治まらないだけに、民生が日増しに切迫している。官が殖民をしないので、民は自ら殖する。続々遠く離れて生計を求めしかない。殖民の責任者は今なお悟らない一方で、殖民の行政を有利に導くこともできない。このような状況で、アヘン吸煙室と賭場に入りしたり、〔植民地の治安官に〕²⁴銃殺されたりすることも怪しくない。このような甚だしく国辱的なことを時々耳にしている有識者は、ただ脾肉の嘆をかこっているのみである。私が久しくやりたかったのは、日本人の殖民協会にならい、各埠の志士を広く結んで、通信員を設けて、各地の政治情勢を取材してまとめて掲載することである。ただなお気脈を

通じていないため、ここに先駆けとして、まず二三の同志が郵送してくれる記事を掲載する。幸いに海外の賢才に教えていただき、我が同胞に恩恵を与えることを願う²⁵。

ここで、「殖民」は帝国主義的な土地の占有ではなく、生計の維持に迫られる移民と同じ意味だと考える。すなわち清政府の無関心や無責任ぶりを批判した上で、海外事情を国民に紹介するという本来ならば国家が担うべき役割を分担しようとする姿勢を取るといえよう。また後述のように、この参入姿勢は、華僑社会の権力バランスに衝撃を与えている。「各埠近事」から「殖民雑俎」への変更によって、より積極的に華僑社会に関与しようとする改良派の考えが読み取れると思われる。

3. 『清議報』に見る清末の華僑社会

『清議報』には華僑に関する文章が大量に掲載されている。その提供元によって、次の三種類に大きく分けられる。まず、他の新聞から転載された華僑社会及び列強の植民地の華僑政策についての記事である。転載元は中国国内の新聞と日本語、英語など諸外国の新聞、および華僑自身が発行している新聞を含めて、多種多様である。次に、世界各地の華僑から寄せられた投書である。投書は広告、揭示文、請願書、論説など様々な体裁がある。転載された文章と異なり、これは読者としての華僑が直接に自分の声を表すものである。最後に、保皇会の会員通信と会務報告である。

以下、『清議報』に掲載された華僑に関する文章に基づき、改良派との関連から、清末華僑社会について、四つの視点から検討したい。

(1) 華僑の苦境

すでに述べたように、華僑社会は改良派の到来を歓迎するともいえる。その背景には、華僑が苦境に喘ぎながら、国家すなわち清政府の支援に頼りたいことがある。

『清議報』には華僑の苦境を描く文章が多い。その中に最も悲惨なのはクレー^{クレー}である。例えばインドネシアのパダンの華僑商人は連名で苦力貿易の過

酷さを暴く揭示文を『清議報』に寄稿した。つまり、苦力は中国人代理の勧誘または脅迫の下で契約書を署名した後、植民地に輸送され、常に危険な労働環境に置かれて奴隷的に酷使された。万が一鉾山に送られたら、「十人に一人しか生き残れない」という惨事までも起こる。苦力貿易の内情を披露したうえで、文末に投稿の目的を次のように説明する。

華僑は〔契約の〕裏面を知らないまま、危機にさらされることを窃かに恐れている。これを救援するために、貴社の力を頼まなければいけない。ゆえに如実に貴社の皆様に告白して、この投書の掲載を願う。中外の商人及び読者の諸君がこの内情を広く流布させ、務めて我々華人がこの内情を悉く察するように願う²⁶。

それによると、『清議報』は改良派の華僑に対する一方的な発信機関ではなく、華僑の間にも発信元として活用されているといえよう。言い換えれば、『清議報』という国際的なメディアを通して、華僑の声と感情が共有されている。

さて、少数の華僑商人が肉体の苦しみを免れられるとしても、白人の人種差別がもたらす精神的な苦痛はとうてい逃れられない。例えばフランスの植民官員は防疫を口実にして、ベトナムの華僑に老若男女問わず身体検査を強行した。その過程はまるで「西洋人が娼妓を検査するようだ」と訴えられた。検査が終わった後、不合格という名目で華僑に賄賂を求めることも多い。それに応じなかったら、下獄されて牢死する人もでた。このような侮辱に対して、寄稿者は次のような悲鳴ともいうべき問いかけをした。

ああ！人は皆、国を有する。どうして我々だけになのか。肉食の者〔為政者—引用者注〕はいやしく、未だ遠謀することができない。我々が望むのは、シナ同志がさっそく大計を定め、別に良策をはかり、人民を塗炭の苦しみと倒懸の難から救うことである。それは私たち四億の人が共に切望していることである²⁷。

華僑が直面する差別政策が広く存在している。1898年8月から、ハワイが正式的にアメリカに併合された。アメリカ政府の差別的な政策に伴って、現地の華僑をめぐる居住環境が急速に悪化した。とくに人種差別的な当局は防疫の名目で華僑の町に放火して、華僑の全ての住居が全焼した。ホームレスの華僑は老若男女を問わず狭い部屋に隔離され、連日の恐怖に襲われている。このような惨状を目のあたりにした寄稿者が悲憤してアメリカ人を「白賊」と罵倒する。一方で、華僑の大局を軽視する独善的な姿勢を批判したうえで、華僑の愛国心の覚醒を希う²⁸。

以上のように、悲惨な境遇は華僑のナショナリズムを刺激した。これは清朝政府の無能への不満と絡んでおり、新たな勢力に対する期待を抱きながら、改良派を華僑社会に迎えた。

(2) 華僑社会の団体

異国に暮らしを立てる華僑は相互扶助の目的で、地縁・血縁あるいは同業の関係を通して、様々な集団を結成している。改良派の到来で、華僑社会に新たな団体ができた。これらの団体は新たな趣旨と方式によって結成され、華僑社会にいくらかの影響を与えている。

改良派が華僑社会に提唱した団体の中において、悪習矯正を掲げる「戒鴉片煙会」は最初のものである。光緒24(1898)年閏3月、国内の変法の機運が高まる中、徐勤と横浜の華僑および清国の横浜総領事の主導で、中国人に蔓延しているアヘン吸煙の悪習を根絶するための「戒鴉片会」が成立した²⁹。当該会は横浜の大同学校を総会にして、上海、マカオ、広州、桂林、香港、梧州に分会を設けた。徐勤は序文で、アヘン吸煙を纏足と科挙と並んで「中国の三害」の一つと見なして、禁煙を富国の根本に位置付けた³⁰。

変法の推進の一環として設立された「戒鴉片会」は政変の後にも存続している。例えばホノルルの華僑は横浜の総会の要請で「檀香山戒鴉片煙分会」を立てた。五人の理事は『清議報』を通じて、ホノルル分会の設立の経緯と入会方法を伝えたうえで、華僑の入会を勧めた³¹。

知識の普及に努める華僑社会のエリートによる団体もある。例えば、ミャンマーの華僑が保皇会の募金を利用して、同胞の見聞と識見の伸長を掲げる

小型図書館を設立した³²。この図書館は中国語の名を「広智学会」と定め、「英華蔵書楼」と漢訳される英語名を付けたという。そして「智識を交換し、見聞を広める」目的で、土日の夜に定期講演会を開催することとした³³。なお、この図書館は『清議報』を購読している³⁴。また、シンガポールの華僑が「好学会」を組織して、定期的に学術と国政の問題について講演会を開き、時々数百人の参加者があったという³⁵。

いうまでもなく、保皇会も華僑社会に多大な影響を与えた。既述したように、従来の研究は保皇会の政治活動と経営事業に注目するものが多い。しかし保皇会は社会事業にも積極的である。康有為は内部抗争、アヘン吸煙と賭博など華僑社会の悪習を度々指摘して、その根絶を求めた。保皇会の華僑は、これに積極的に対応した。例えばカナダ保皇会のリーダーは康有為と緊密に連携して、華僑のコミュニティー改革と差別反対運動を推進した³⁶。

また、改良派が変法期から提唱してきた女権と女学思想も保皇会に継承された。それは「女子保皇会」である。例えば、『清議報』はホノルルの華僑商人の妻が結成した「女子保皇会」を紹介した。この「女子保皇会」の会員は四十名あまりに達し、会堂に光緒帝の肖像が安置され、週に二回の演説が行われた。集会で男女平等と一夫一妻を提唱しながら、纏足の悪習を痛烈に批判した³⁷。

一方、新たに成立した団体としての保皇会が、既存勢力との間に華僑社会のリーダーシップをめぐる確執を起こすことは容易に想像できる。とくに華僑社会が緊張状態にある場合、保皇会は新たな勢力としての存在感をアピールした。

1900年4月、サンフランシスコのアメリカ人医師がすべての華僑に安全性が確認できないワクチンの接種を強制するように要求した。しかしこの接種は人種差別的な色彩が濃いとされ、華僑の間に強い反発を引き起こした。それにもかかわらず、清国の駐在領事と中華会館³⁸の理事がアメリカ側の要求を受け入れた。それに対して、保皇会が先陣を切って、不安を感じる数千人の華僑は、中華会館に押しかけて抗議した。この抗議は最終的に全体華僑のストライキになり、ワクチン接種の計画を失敗させた³⁹。

ここで、保皇会は従来の領事館と中華会館以外の第三方の勢力として登場

し、華僑の声を代弁しようとした。一方で、現地の華僑は保皇会の力を借りて、自分の権益を保護しようとする。このように、「中国人排斥法」に象徴される米國華僑の境遇の悪化を背景に、改良派と保皇会は新たな政治勢力として、既存の秩序に衝撃を与えた。

(3) 華僑の政治参加

日本亡命後の改良派にとって、当面の急務は西太后に幽閉された光緒帝を救出することである。列強の援助をあきらめた改良派は華僑社会に政治基盤を構築し始めた。一方で、保皇会に動員された華僑も政治参与を通して自分の意思を伝えた。

華僑は主に通電と上書を通じて、陳情・請願・抗議などの形態で、政治的存在感を示している。例えば、光緒 25 (1899) 年 10 月 10 日横浜華僑の総理衙門に対する通電⁴⁰をはじめ、神戸・香港・カナダ・サンフランシスコ・南アフリカ・東南アジア各地の華僑は続々とそれに呼応するかたちで、光緒帝の復権を願うように通電した⁴¹。光緒 25 (1899) 年 12 月 24 日、端郡王の子溥儀を事実上の太子に擁立する上諭が下されたところ、光緒帝が西太后に廃位されることを恐れる保皇会は激しく反発して、各地の華僑を動員して、通電を通して抗議を表した。特にシンガポールの華僑は北京に駐在する日米英三国の大使及びイギリスの外交部に電報を送り、列強の干渉までも惜しまずに光緒帝の廃位を阻止しようとした⁴²。

ここで注意すべきなのは、華僑の通電に続き、経元善をはじめとする上海の紳商 1231 人も抗議の電文を公にしたことである。というのは、従来「海外の棄民」と見なされた華僑が、国内のエリートたちと同じように、重大な政治活動に関与したからである。『清議報』も両方の電文を同列に掲載している。なお、経元善らが布告に「或は南洋、暹羅及び米国の華民が親政を願う通電を送ることに倣い、臣民の心をやや尽くすこととする」⁴³と述べたように、彼らの通電はむしろ華僑に啓発されたものではないかと思われる。

さらに華僑たちは上書を通じて陳情している。『清議報』は西太后ら中央政府の保守派を批判する一方で、地方の開明派の漢族大臣に依然として大いに期待している。例えば北清事変の間に、李鴻章など東南中国の地方大臣が

上海で各国の領事と「東南互保約款」を結んで、中央政府の開戦決定に公然と違反した。これを機に、米国の華僑は『清議報』に李鴻章への上書文を寄稿して、勤王を鼓動した⁴⁴。また保皇会の会員の親族が迫害を受けると、関係者は『清議報』に陳情書を掲載して、両広総督の陶模に冤罪を訴えたこともある⁴⁵。

当然、通電と上書はあくまでも専制政体下の下意上達にすぎず、直接的な政治参加とは言いがたい。しかしそれは決して無意味ではない。少なくとも上述の華僑の中国国内親族が逮捕されたことは、華僑の政治的な活動が清朝政府の反感や危機感を生み出していることを象徴的に示している⁴⁶。また日米英が陳情の電文を受けた後、華僑にできるだけ光緒帝の安全を確保するように返事したという⁴⁷。要するに、保皇会の発足に伴い、華僑も国内の政治に自らの声を上げるようになったと思われる。

(4) 華僑社会の祝典

梁啓超は『清議報』の1901年12月の第100号で、祝典の性格と効用を論じた。彼によると、祝典は近代西洋に起源するものとして、「文明の事業」につながっている。祝典の開催は要するに「既往の感情を借りて、革新の活力を作る」ことを目的として、「歴史的思想、精神的教育」に関わるのである。ここで、「歴史的思想」は国民のアイデンティティの源と考えられ、「精神的教育」はすなわち国民思想とナショナリズムの養成である。一方で、梁によれば、保守思想に支配されている中国において、従来は祝典が存在しない。その祝典の欠如によって、中国人は「歴史的思想が限りなく薄くなり、国・団体・事業を愛する感情も全く存在していない」⁴⁸と指摘している。

このような祝典思想の実践は改良派の海外進出によって可能となった。

光緒帝の聖誕祭

改良派の光緒帝の誕生日を祝う構想は、戊戌時期に遡ることができる。つまり康有為は光緒24(1898)年8月18日に上奏した奏摺において、「士民」すなわち一般的な民衆に光緒帝の生誕の慶賀の参加を認めることを要請し

ている。康有為の考えでは、従来の慶賀は直隸省に限られ、参加者も在職官僚に限定されているので、臣民の大多数は「接近できない天と同じようにわが君を視る」ことに至った。ゆえに君主は「ただ天下に尊名を建てるだけで、その情誼が民心にしみ込まない。危機の際に民に大義を負うことを求めても殆ど及ばない」⁴⁹と述べる。ここで、康有為は光緒帝の聖誕祭を通して、国の存亡に無関心である民の国家意識を喚起しようとしている。

海外に暮らしている華僑は当然ながら皇帝との関係が一層疎遠であるといえよう。ゆえに「保皇」というスローガンを掲げる改良派が、いかにして皇帝の存在感が薄い華僑社会に忠君思想、またその前提としての光緒帝に対する親近感を醸成するのかが肝要な課題になる。そのような状況で、光緒帝の誕生日を祝う構想が実現されるようになった。

光緒 25 (1899) 年 6 月 28 日、横浜で初の光緒帝聖誕祭が行われた。祝典の開催は以下の要点に従って行われた。

その日は町全体が一斉休業となり……各臣民は中華会館に集まった。音楽が演奏され、儀礼が行われた。そのうえ皇帝の御真影を礼拝し、去年 7 月 27 日の上諭⁵⁰を謹んで読み上げた……[司会者が祝辞を]読んだ後、全員で声を合わせて万歳を三唱した。その声が遠近に行き渡り、観客が詰めかけた⁵¹。

まず、光緒帝の誕生日が華僑社会の休日に指定され、業種を問わず住民全体は中華町という公共空間において一連の儀式に参加した。この記念日の共有を機に、華僑社会に根強く存在する地縁・血縁・同業の関係など多元的なアイデンティティを統括する一体感の創出が目指された。これはまさにマレーシアのセラゴールの華僑が「聖誕祭の開催を華僑の結束の起点にする」⁵²と説く所以ではないかと思う。

次に、光緒帝の肖像の礼拝と上諭の奉読である。肖像への礼拝により、これまで拝謁したことのない皇帝が可視化され、華僑と皇帝の距離感が縮まったであろう。実際に、康有為は『日本変政考』において、1873 年奈良県知事が天皇の御真影の下賜を具申したことを述べ、「これは尊を親しむためであ

る。人に皇帝を親しく思わせることとして、我々は行うべきだ」と評価している⁵³。また、変法の詔書を奉読することによって、光緒帝の英邁な君主像が聴衆に伝達された。このように、主催者が視覚と聴覚の両方から参加者に光緒帝の賢明さを印象付けようとした。

最後に、出席者全員が光緒帝の万歳を三呼して、現場での一体感が醸成された。このような盛り上がった雰囲気によって、梁啓超が目指す「既往の感情を借りて、革新の元気を作り上げる」という祝典の価値が期待されたと思われる。

一方、梁啓超の祝典認識はあくまでも近代的な啓蒙者の立場から出発するものであり、国民国家の創成を目指すものと思われる。しかし国土から離れた華僑にとって、光緒帝聖誕祭の開催はそれ以外の理由がある。つまり、この祝典は華僑社会が外国人に「文明」を示す機会でもある。例えば、マレーシアのパラ州の祝典は三日間続いたが、華僑社会の治安が未曾有の良好な状態である。これに対して、西洋の来客は華僑の教化と文明を新しく評価した⁵⁴。

1900年8月21日、シドニーの華僑が特に西洋歌劇場を借りて、光緒帝の生誕記念を開催した。そしてこれを機に、現地の政府の要人を賓客として迎えた。祝典が始まる前に、主客ともに英国女王、続いて光緒帝の万歳を三呼した。続いて華僑のリーダーと西洋人の賓客がそれぞれ講演したが、その講演における両方の呼びかけと応答はとても興味深い。

次に、身を捨て民を救う皇帝の恩徳は極まりなく、世にこのような聖主はまれであると演説し、中国の義和団が北京とその周辺に乱を煽り、中外人士を惨殺したが、我々はこの国に旅居し、また憫察を極めて望むと説いた。思うに皇帝の良民であり、義和団の類ではないと表明し、西洋人の懸念を解消し心を慰めたのである。それに対して、西洋人も我々の街に住む華人も、自らの分をわきまえて、善良に励むならば、自らの技で金儲けもできるし、ゆたかな福も得ることができると述べ、はげました⁵⁵。

保皇会員の発言は明らかに義和団事件が引き起こした外国人の懸念を解消するためのものである。ここで、華僑は「皇帝の良民」という身分を強調して、光緒帝を軟禁している西太后ら保守派に利用される義和団の参加者と一線を画する姿勢を示した。それを聞いた西洋人來客は華僑に好意を表した。このように光緒帝の生誕祭として開催されたこの祝典は華僑に活用され、義和団事件の排外的なナショナリズムに対する西洋人の懸念を解消するための行事となった。つまり、光緒帝の聖誕祭は海外において、康有為の当初の国民統合の構想を越えて、外国に対して文明を誇示するものとなったといえよう。

孔子聖誕祭

光緒帝の聖誕祭と同じように、康有為が変法期に唱えた孔教構想は海外で初めて部分的に実践された。光緒 24 (1898) 年の孔子の生誕日に当たる 8 月 27 日、横浜大同学校の学長である徐勤は地元の華僑と協力して、横浜中華会館において海外で初めての孔子祭を行った⁵⁶。孔子生誕 2450 年に当たる翌年、横浜で一層盛大な孔子聖誕祭が開催された。『清議報』がこの祝典の盛況を詳しく報道した。特に開催の目的を次のように説明する。

この日、町全体が一斉休業となり、各商家は灯籠を掲げて飾り付け、旗を掲げて祝意を表した。老若男女は門に「孔子生二千四百五十年、恭祀生誕」と書いた灯籠を掲げている。これは、海外各地の人士に孔教の存在を知らせて、孔子を祭祀させるためである。共に孔子の恩恵を推し広め、鄒魯遺風⁵⁷を慕う。ぜひ外国人に「半教」と譏られないことを願う⁵⁸。

このような盛大な孔子祭の開催の目的は、まず華僑社会に孔子の存在感を増やすことにある。というのは、本来ならば国教であるべき孔子の教が衰微を極め、中国人は自国に「宗教」が存在することすらも覚えていないからである。孔子の教が庶民の精神生活から遠く離れて、その代わりに民間信仰が盛んである。その背景には、今までの王朝時代は「政府の体制が甚だ厳しい」

ので、庶民は基本的に孔子祭に無縁である。中国人は孔子に対して「尊敬するだけで、親密感がない」⁵⁹。その結果、中国は列強から「半教の国」ないし無教の国として皮肉を言われている。

つまり孔子の聖誕祭の開催には対外的に無宗教の国の印象を払拭する期待がある。その根底には、「教化があれば、国際法上においては平等視されるようになる」⁶⁰という素朴な国際法理解も働いていると思われる。というのは、西洋列強が主導する国際法において、宗教の有無は「文明」と「野蛮」を判定する基準となると理解されたからである。華僑は「教を忘れた」ので、常に西洋人から「野蛮に等しく扱われている」。こういう意味で、華僑が開催する孔子の聖誕祭は処遇改善のための宗教あるいは「文明」の提示ともいえよう。

例えば、光緒 26 (1900) 年 8 月 27 日、インドネシアのマカッサル華僑は中華学堂で孔子の聖誕祭を行う時に、特に植民地政府の官僚を現場に招請して、儀礼に参加した学生の文明的な様子を社会に示した⁶¹。主催者は来客の祝賀に満足して、「誠に我が党の賢者が範を示し、知らず知らずのうちに感化すれば、西欧の子女も我が孔子の道を悦んで選ぶようになるであろう」と感嘆する。

しかし、孔子聖誕祭が祝日として熱烈に行われたとしても、孔教事業は必ずしも華僑社会において順調に進むとは限らない。とくに華僑社会に根付く伝統信仰とぶつかる場合には確執が生じる。例えばインドネシアのマカッサルの二人の華僑は、福建祠堂を以て孔子を祭る場所にしようとしたが、伝統的な習俗に造詣が深いとされるある富商は異議を唱えた。すなわち孔子が祠堂に祭られると、ここに安置している各富商の霊牌の霊は退避するしかないし、霊牌も蝕まれるかもしれないと説いた。多くの富商はこれを口実として附和し、霊牌を祠堂から搬出する人すらいた。この結果、奉祀の計画は失敗に終わった。幸いに李雲五という人が孔廟を立てるための敷地を提供した。これに対して、『清議報』の編集者は「このような勇ましい義挙は内地の士大夫が追随すべきだ」と高く評価している⁶²。

烈士祭

『清議報』の第4号（光緒24年12月21日）から、梁啓超が執筆する『戊戌政変記』の一部として、「譚嗣同伝」をはじめ戊戌の政変後に処刑された六人の伝記が掲載され始めた。これは言うまでもなく変法で命を落とした同人に対する追悼・顕彰である。しかもその追悼と顕彰は文字にとどまらず、追悼の集会によって強調された。それは六君子が処刑されてから一年目の光緒25（1899）年8月13日、横浜で挙行された彼らの殉難を追悼する「六烈士記念祭」である。なお、光緒26（1900）年の8月13日、第2回の追悼式典の開催に際して、戊戌の政変の殉難者に加えて、7月の勤王蜂起計画により刑死した唐才常ら二十八人も烈士として追悼の対象になった⁶³。

梁啓超の議論は「清末において近代国家における「祝典」「記念」の重要性を明確に論じた最も早い議論の一つ」だとされる⁶⁴。だとすれば、改良派は中国本土に先立って海外の華僑社会で「祝典」と「記念」の実践を展開した。だが皇帝、孔子、烈士を対象としたこの三つの実践は海外と本土において異なる運命をたどった。

光緒帝の聖誕祭は、1908年の光緒帝の死去によって停止するしかなかった⁶⁵。孔子祭は東南アジアの華僑社会において、幾多の起伏を経ながらも清末から民初まで続いている。孔子信仰も華僑が共有するアイデンティティとして根付いている⁶⁶。一方で、烈士記念は後に革命派、中華民国ないし1949年革命後の中国に引き継がれるが、誰が烈士であるかという記念対象の認定は政治的立場によって左右されている。むろん保皇会のもとに開催された改良派の烈士追悼も辛亥革命など政治変動に伴い消えた⁶⁷。すなわち改良派が華僑社会に実践した祝典と記念であるが、華僑社会と中国本土において異なる運命をたどったといつてよい。

4. おわりに

本稿は『清議報』を中心に、康有為と梁啓超ら改良派の海外活動との関連から、清末華僑社会を論じたものである。華僑社会自らの課題から出発して、亡命中の改良派の営為とそれに対する華僑社会の対応を多方面から検討した結果を、次のようにまとめたい。

華僑社会をめぐる外在的な課題は何よりもまず列強の殖民政策による厳しい状況である。この中で、華僑のナショナリズムが芽生えてくるとともに、国内の政治改革に関心を寄せるようになった。この状況は華僑社会における改良派の受容の背景となっている。すなわち、改良派は華僑社会において、このような気運に乗じて、保皇会を軸に海外活動を展開している。この意味で、改良派が華僑のナショナリズムを刺激するというより、むしろ改良派は華僑のナショナリズムを保皇会に組織化して表出させたといっても過言ではない。

カナダの華僑が提案する保皇会の英語訳名「China Empire Reform Association」が示すように、華僑社会には革新の気運がかなり高い⁶⁸。改良派の海外活動を契機に、華僑は保皇会を通じて国内への政治参加ができるようになった。また、華僑の有識者が学会と学校の開設、社会団体の結成、風俗改良など多くの分野で社会の革新を図ろうとした。むしろ政変で頓挫した国内の変法理念が華僑社会において復活したと言えよう。

それどころか、変法運動の期間に実行に移されなかったが、最終的に華僑社会で実現したこともある。これまでの研究は、康有為の孔教構想から出発し、海外華僑による孔子祭祀を評価しているが⁶⁹、本稿で明らかにしたように、光緒帝聖誕祭を代表とする保皇会の祝典は華僑自身の主体性を意識しながら、東西理解の舞台として活用された。

一方で、改良派は外部からの新たな勢力として、必然的に既存秩序に衝撃を与えたといつてよい。まして戊戌時期に皇帝による上から下への改革を構想したことと同じように、改良派は華僑社会に蔓延する悪習の解決は、中央集権的な機関に頼らねばならないと主張している⁷⁰。このような鮮明な政治姿勢は華僑社会の反発を招いた。たとえば大同学校の孔教活動をめぐり、横浜の華僑社会において福建系と広東系との間の軋轢が生じた。いうまでもなく、保皇会は清国領事館との間に緊張関係を持っている⁷¹。

本稿が扱う華僑社会は『清議報』の記載を中心に論じられるものであり、改良派に取捨選択された情報を通じて清末華僑社会の全貌を掴むことはとうていできない。例えば、梁啓超の提唱で発足し、『清議報』の経理も参加した横浜華商會議所はあえてシドニーの華僑新聞紙に議事章程を掲載し、會議

所の趣旨について「国家の大事について本会議所が関与すべきではないことがあれば、議事として提出してはならない」と、華僑社会に中国本土の政治紛争を持ち込むことを退けようとする立場を表明した⁷²。その背景には、改良派の到来で浮上した華僑社会内部の幫派間の反目があった。横浜の英字新聞に掲載された康有為派と対立する商人の投書によれば、8月4日の発足から間もなく、横浜華商會議所の役員選挙をめぐる、康有為と同じ出身の広東幫と福建の三江幫との間に軋轢が生じたが、最終的に孫文と犬養毅の調停で8月15日に和解に達した⁷³。なお、この横浜華僑社会の不和はシドニーに伝わる。横浜華商會議所の議事章程が掲載されるほぼ二ヶ月前、『東華新報』は梁啓超派の専権を皮肉る革命派の楊衢雲の投稿をそのまま載せた⁷⁴。

また、華僑社会は広い概念であり、改良派の到来に対して、各地の華僑は様々な原因で異なる対応を見せている。本稿での分析を踏まえ、各華僑社会の構造と彼らの課題に即して具体的に分析するのは今後の課題である。

注

1 康有為と梁啓超の日本亡命とその後の動静、および日本側の対応は、永井算巳「清末における在日康梁派の政治動静（その1）」（『信州大学人文科学論集』第1巻、1966年）を参照されたい。

2 本稿では、「華僑」という用語は海外に居住する中国人または中国系人という意味で使用される。厳密に「華人」と「華僑」を分ける考え方もあるが、それは「国籍」という概念が成立した後のことである。

3 「游域多利、温哥華二埠記」『清議報』第15号、光緒25年4月11日、「康南海在鳥噉士晚士叮埠演説」『清議報』第17号、光緒25年5月1日。

4 康有為に対するイギリス政府の態度と対応については、李海蓉「英国政府对康有為流亡態度之考釈—兼論保皇会的没落」（『史林』2019年第1期）が詳しい。

5 戊戌の変法時期に活躍する改良勢力は多岐にわたるが、本稿では康有為をはじめとする政変で海外亡命を迫られた者をさす。

6 カナダ保皇会の創立の経緯について、陳忠平「保皇会在加拿大的創立、発展及跨国活動（1899—1905）—基于北美新見史料的考証」（『近代史研究』2015年第2期）は最新の史料調査に基づき、前説を若干修正したうえで系統的に考察する。特に創立に関わるカナダ華僑の役割を強調する点で示唆的である。

- 7 康有為「保救大清皇帝公司叙例」（『康有為全集』第五集、中国人民大学出版社、2007年）、144～155頁。
- 8 保皇会の改組について、永井前掲論文、王大文「康有為改組「保皇会」前後史事考辨」（『清史研究』2013年第4期）を参照されたい。
- 9 保皇会が起こした武装蜂起に注目する研究として、桑兵『庚子勤王と晚清政局』（北京大学出版社、2004年）が代表的である。保皇会研究の専門書は、高偉濃『二十世紀初康有為保皇会在美国華僑社会中的活動』（学苑出版社、2009年）が挙げられる。改良派と華僑が展開する経済活動について、方志欽・蔡惠堯「評康有為的商務活動」（『広東社会学』1997年第2期）、蔡惠堯「試論保皇会失敗的内部原因」（『近代史研究』1998年第2期）、蔡惠堯「康有為、譚張孝と瓊彩樓」（『歴史档案』2000年第2期）などが挙げられる。人物を中心とする研究としては、郭世佑「梁啓超庚子滞留檀香山之謎」（『浙江学刊』2002年第2期）、蔡少卿「梁啓超訪問澳洲述論」（『江蘇社会科学』2018年第2期）などが挙げられる。
- 10 例えば湯志鈞「論康有為と保皇会」（『近代史研究』1981年第3期）、同「康有為的海外活動と保皇会前期評価」（『歴史研究』1994年第2期）、任貴祥「論華僑と保皇会」（『華僑華人歴史研究』1996年第4期）、同『中華民国專題史華僑卷』（南京大学出版社、2015年）13～57頁、秦素茵「美国華僑對保皇会的支持与貢獻」（『華僑華人歴史研究』2009年第3期）、同「保皇派在美國華僑社会的主要活動述評」（『広東社会学』2009年第5期）、庄国土「論清代華僑と海外保皇派」（『八桂僑刊』2012年第2期）などが挙げられる。
- 11 任貴祥『華僑と中國民族民主革命』（中央編訳出版社、2004年）、34頁。
- 12 例えば、改良派が押し付ける孔子崇拜は横浜華僑社会に分断の危機を招くことになった。藤谷浩悦「横浜大同学校と孔教一戊戌変法の与えた波紋を中心に」（『歴史学研究』第803号、2005年）。
- 13 例えば康有為と梁啓超の年譜が広く引用されている。また馮自由が著した『華僑革命開国史』、『革命逸史』、『中華民国開国前革命史』など革命派からの歴史叙述も、このような改良から革命に進むという図式に影響を与えたとと思われる。
- 14 方志欽・蔡惠堯編『康梁と保皇会—譚良在美国所蔵資料匯編』（天津古籍出版社、1997年）。同資料は譚良が残した米国の保皇会に関する資料の計451件の中の126件を編纂したものである。編集者はまえがきにおいて「保皇会の活動に関係しないものは選択しない」と説明している。譚良、広東省生まれ、字は張孝、康有為の早期の弟子の一人である。1899年渡米、後に保皇会ロスアンゼルス分会の会長を担っている。
- 15 例えば、ニュージーランド華僑である李海蓉氏は、1898年から1902年

まで発行されたオーストラリアのシドニー華僑による新聞『東華新報』を利用して、オーストラリア保皇会の創立と発展を追跡している。「保皇会在澳洲の興起—基于『東華新報』的媒体传播理论与量化分析」（『華僑華人歴史研究』2015年第2期）、同「澳洲保皇会創立探源—以『東華新報』及澳洲保皇会原始档案為主的分析」（『華僑華人歴史研究』2017年第3期）。

¹⁶ 改良派は滞日中、華僑学校の開設、華人商業會議所の成立、日本の条約改正に伴う内地雑居令をめぐる請願運動などの分野で活躍している。とくに梁啓超は華僑の代表と推挙され、日本側に向けて演説を行うことがある（「記中国人請求内地雑居事」、『清議報』第20号、光緒25年6月1日）。康有為が世界各地に周遊しているのに対して、梁啓超は亡命生涯の大部分を日本で送っている。これも梁啓超がより深く現地の華僑社会に関与できた一因と思われる。『清議報』の記載を活用して前述の課題を扱う研究は伊藤泉美『横浜華僑社会の形成と発展—幕末開港期から関東大震災復興期まで』（山川出版社、2018年）が代表的である。また、神戸華僑については、神戸中華会館編『落地生根—神戸華僑と神阪中華会館の百年』（研文出版、2013年、106～110頁）を参照されたい。華僑の主体性を重視する上述の研究は示唆的であるが、日本以外の地域の華僑資料については、まだ検討の余地があると思われる。

¹⁷ 例えば、平塚順良はベトナムにおける改良派の著作の受容を考察した論文において、『清議報』（第82号、光緒27年5月1日）に掲載された「致薛錦琴書」の東アジアにおける流布の状況を検討する際、「『清議報』が越南に伝来していた確かな証拠を文献から探し出すことはできない」としているが、同誌に掲載されたベトナム華僑の投書（「哭告華人」、『清議報』第16号、光緒25年4月21日）から見れば、それは自明なことであろう。平塚順良「ベトナム漢喃研究院図書館所蔵の『日本維新列家慷慨詩』および福田英子「致薛錦琴書」について」（『立命館文学』第648号、2016年）。なお、平塚は論文において触れていないが、この「薛錦琴」は改良派と密接な関係を有する人物として、保皇会の支援でシカゴ大学に留学し、譚良の家に下宿したことがある（方志欽・蔡惠堯前掲書、13頁）。

¹⁸ 邱菽園（1874—1941）、シンガポール華僑。旧名は煒菱、字は宣娛、号は菽園、嘯虹生、星洲寓公など。邱菽園の改良思想と活動、また改良派との交際について、李元謹『東西文化的撞撃与新華知識分子の三種回應：邱菽園、林文慶、宋旺相的比較研究』（新加坡国立大学中文系・八方文化企業公司、2001年）が詳しい。ちなみに、『天南新報』は後に保皇会の機関紙の一つに指定された。

¹⁹ 「客述旅非洲華人近況」、『清議報』第11号、光緒25年3月1日。

- 20 馮自由『中華民國開国前革命史』（良友印刷公司、1928年）、41頁。大同学校の成立について、改良派と革命の間で見解が異なっている。藤谷前掲論文を参照されたい。
- 21 馮自由「横浜『清議報』（『革命逸史』上、新星出版社、2009年）、56頁。
- 22 例えば『東華新報』は1899年3月15日から、「譚嗣同伝」をはじめ、梁啓超が『清議報』に発表する戊戌の殉難者の伝記を転載している。
- 23 外埠は「よその都市と町」（『現代漢語大詞典』、上海辞書出版社、2007年）を指す。ここでは華僑が集まる海外の都市という意味で使用されると思われる。
- 24 引用文の中において、〔 〕内は筆者による補記、……は省略を示す。
- 25 「殖民雜俎」、『清議報』第34号、光緒26年1月1日。
- 26 「巴東招工苦況述聞」、『清議報』第34号、光緒26年1月1日。
- 27 「哭告華人」、『清議報』第16号、光緒25年4月21日。
- 28 「檀香山華人被虐慘狀記」、『清議報』第36号、光緒26年1月21日。
- 29 「戒鴉片煙會倡始人名」、『知新報』第51号、光緒24年閏3月11日。
- 30 徐勤「戒鴉片煙會序」、『知新報』第52号、光緒24年閏3月21日。
- 31 「檀香山戒鴉片煙分會告白」、『清議報』第9号、光緒25年2月11日、第10号光緒25年2月21日
- 32 「仰光英華藏書樓小啓」、『清議報』第45号、光緒26年4月21日。
- 33 「仰光英華藏書樓小啓」、『天南新報』第560号、光緒26年3月27日。
- 注32は李竹痴というミャンマー華僑が投稿したものであり、『天南新報』の文章の前半である。
- 34 「仰光英華藏書樓分科」、『天南新報』第561号、光緒26年3月28日。
- 35 「敬教勸学」、『清議報』第34号、光緒26年1月1日。
- 36 陳忠平前掲論文。
- 37 「巾幗尊皇」、『清議報』第58号、光緒26年5月21日。
- 38 中華會館は相互扶助と対外交渉を目的とする代表的な華僑組織である。アメリカ中華會館の設立の経緯と機能について、劉伯驥『美国華僑史』（黎明文化事業股份公司、1982年、166～211頁）を参照されたい。
- 39 「記旧金山大埠因疫罷市事」、『清議報』第48号、光緒26年5月21日。
- 40 「通電」とは、官庁に自分たちの政治意見を記した電報を送ることであり、その電文はよく新聞に公開されている。電報と清末政治の関係について、周永明『中国網絡政治的歴史考察—電報与清末時政』（商務印書館、2013年、91～121頁）を参照されたい。
- 41 「海外輸忠」、『清議報』第34号、光緒26年1月1日。
- 42 「京外官民公憤」、『清議報』第36号、光緒26年1月21日。

- 43 「再紀京外官民公憤」、『清議報』第 37 号、光緒 26 年 2 月 1 日。
- 44 「合美属保皇会僑民三万三千人上粵督李鴻章書」、『清議報』第 46 号、光緒 26 年 5 月 1 日。
- 45 「檀香山闔埠保皇会総理黄亮鐘木賢等上粵督陶制軍書」、『清議報』第 87・88 号、光緒 27 年 6 月 21 日、7 月 1 日。
- 46 両広総督の李鴻章は在サンフランシスコ清国領事館の協力で、保皇会役員
の唐瓊昌と羅伯棠の中国国内の親族を逮捕した。後に李鴻章の代わりに両広
総督に赴任したのは、変法を主張する人物として名高い陶模 (1835-1902)
である。彼は広東巡撫を担う徳寿の反対を押し切り、唐、羅二人の親族を釈
放した。この背後に康有為の門人の斡旋があるという (方志欽・蔡惠克前掲
書、36~37 頁)。
- 47 「檀埠佳音」、『清議報』第 60 号、光緒 26 年閏 8 月 21 日。
- 48 「本館第一百冊祝辞並論報館之責任及本館之経歴」、『清議報』第 100 号、
光緒 27 年 11 月 11 日。
- 49 「万壽慶辰乞許士民慶祝併刊貼新政詔書嘉惠士農工商折」(『康有為全集』
第四集、中国人民大学出版社、2007 年)、376~378 頁。
- 50 これは楊銳が光緒帝から受け取ったいわゆる「衣帯詔」と推測できる。康
有為はそれをもって華僑に政治的正当性を説得している。例えば、「衣帯詔」
の本文も「保救大清皇帝公司例」に記載されている。しかしその「衣帯詔」
は康有為の偽作である。黄彰健「康有為衣帯詔辨偽」(『戊戌変法史研究』上
海書店出版社、2007 年、528~562 頁)などを参照されたい。
- 51 「皇上萬壽聖誕恭記」、『清議報』第 24 号、光緒 25 年 7 月 11 日。
- 52 「雪蘭哦恭祝万寿記」、『清議報』第 56 号、光緒 26 年 8 月 11 日。
- 53 「日本変政考卷五」(前掲『康有為全集』第四集)、62 頁。
- 54 「大吡叻祝寿余談」、『清議報』第 56 号、光緒 26 年 8 月 11 日。
- 55 「祝嘏慶会」、『清議報』第 57 号、光緒 26 年 8 月 21 日。
- 56 「勸各地立祀孔子会啓」、『清議報』第 11 号、光緒 25 年 3 月 1 日。なお、
この式典については藤谷前掲論文が詳細に説明している。
- 57 「鄒」は孟子の、「魯」は孔子の生地である。「鄒魯遺風」は孔子と孟子が
残した教えをさす。
- 58 「記横浜崇祭孔子聖誕」、『清議報』第 29 号、光緒 25 年 9 月 1 日。
- 59 「記吉隆華商倡祀孔子聖誕」、『清議報』第 31 号、光緒 25 年 9 月 21 日。
- 60 前掲「勸各地立祀孔子会啓」。
- 61 「望加錫中華学堂恭祝聖誕盛儀」、『清議報』第 62 号、光緒 26 年 9 月 1
日。
- 62 「紀南洋望加錫華商興建孔廟学堂事」、『清議報』第 41 号、光緒 26 年 3 月

11 日。

⁶³ 二つの追悼式の政治意義、また追悼をめぐる改良派と革命派の論争については、吉澤誠一郎『愛国主義の創成—ナショナリズムから近代中国を見る』（岩波書店、2003 年）、159～168 頁を参照されたい。

⁶⁴ 小野寺史郎『国旗・国家・国慶—ナショナリズムとシンボルの中国近代史』（東京大学出版会、2011 年）、84 頁。

⁶⁵ 君主の誕生祭は古来よりあるが、官僚以外の人とはほぼ無縁である。清末の外交使節が駐在国の君主の誕生祭におどろき感心することの一つは、平民までもこれに参加できることである。しかし、光緒 28（1902）年から、天津と上海など近代都市の商人と民衆も光緒帝の聖誕祭を祝うようになった。小野寺史郎「大清国民与民国国民之間—以新政時期万壽聖節為中心的探討」、『華東師範大学学報（哲学社会科学版）』2011 年第 5 期。海外の華僑社会に続き、中国国内において君主の誕生祭はだんだんと民間に浸透しているが、「衣帯詔」の奉読という改良派の政治的思惑がある儀式は華僑社会の特色といえよう。

⁶⁶ 東南アジアの孔子祭の起源と発展について、顔清煌『海外華人史研究』（新加坡亞洲研究学会、1992 年、245～282 頁）、陳琬琳「華風遠被到南溟—清末民初新馬華社与祭孔研究」（国立台湾師範大学修士論文、2015 年）などが挙げられる。

⁶⁷ カナダのビクトリア華僑は譚良に宛てた書簡で、光緒 26 年（政変からの三周年目）8 月 23 日の参加者が 300 人以上いると述べた（方志欽・蔡惠堯前掲書、302 頁）。なお、改良派の烈士追悼は 1907 年の保皇会改組後にも新たな組織の章程において確認されている（「行慶改会簡要章程」、『民報』第 13 号、1907 年 5 月 5 日）。

⁶⁸ 陳忠平「維多利亞、溫哥華与海内外華人的改良和革命（1899—1911）」、『社会科学戦線』2017 年第 11 期。

⁶⁹ 森紀子『転換期における中国儒教運動』（京都大学学術出版会、2005 年）、177～183 頁。

⁷⁰ 「統商会議」、『清議報』第 12 号、光緒 25 年 3 月 11 日。

⁷¹ 「論北洋大臣電請領事協挈康有為事」、『清議報』第 10 号、光緒 25 年 2 月 21 日、「記檀香山領事楊蔚彬受嚇」、『清議報』第 55 号、光緒 26 年 8 月 11 日など。

⁷² 「議事草約」、『東華新報』、1899 年 11 月 15 日。

⁷³ 伊藤前掲書、367～368 頁。

⁷⁴ 「信稿照録」、『東華新報』、1899 年 9 月 20 日。